

年 表

大宰府有智山年表 一古代・中世編一

川 添 昭 二・朱 雀 信 城 共編

【凡例】

一、本年表は、川添昭二編「大宰府有智山年表（稿）一太宰府市史項目別年表一」（太宰府市史編集委員会配布資料、1987年10月、未発表）および川添昭二編「平安時代の竈門山・大山寺関係年表」（年月未詳、未発表）を基とし、項目の加除、表現の修正等を加えたものである。作成にあたっては、福岡大学図書館所蔵川添昭二文庫研究ファイル「古代大宰府 有智山寺編年史料1 カマド山寺 平安期并宝満」（090KA98-3614）、「古代大宰府 有智山寺編年史料2 文治元年并宝満」（090KA98-3615）をはじめとする川添昭二文庫研究ファイルの内容も参考にした。

なお、小田富士雄編「竈門山寺関係年表」（同『小田富士夫著作集1 九州考古学研究歴史時代篇』学生社、1977年1月）、森弘子編「宝満山年表」（中野幡能編『筑前国宝満山信仰史の研究』名著出版、1980年3月）、森弘子「宝満山年表」（同『宝満山の環境歴史学的研究』太宰府顕彰会、2008年3月）、「宝満山年表」（『九州国立博物館トピック展示 祈りの山 宝満宮』九州国立博物館、2009年11月）、「年表」（太宰府市教育委員会編『太宰府市の文化財118 宝満山総合報告書—福岡県太宰府市・筑紫野市所在の宝満山に関する文化財の総合報告—』同、2013年3月）など、既出の宝満山に関する年表の内容も加味している。また、文学作品にみえる歌枕としてのかまど山に関する資料については、「古代中世文芸資料総覧」（太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 文芸資料編』太宰府市、2002年9月）を参考にした。

一、年が不明確なものについては、適宜配列した。なお、採録は宝満山に所在した宗教的な施設に関連する資料を中心にしたため、南北朝時代の有智山城に関する資料や戦国時代の宝満城に関する資料は採録していない。有智山城については川添昭二文庫研究ファイル「大宰府 有智山（内山）城・有智山合戦史料」（090KA98-3612）、「有智山城・浦城」（090KA98-3613）を、宝満城については、川添昭二編「筑前国宝満・岩屋城・高橋紹運鎮種年表」（太宰府市史編集委員会配布資料、2000年5月、未発表）をそれぞれ参照されたい。

一、宝満山遺跡の遺物については、紀年のあるもののみ採録した。それ以外の遺構・遺物等については、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 考古資料編』（太宰府市、1992年4月）や上記『宝満山総合報告書』などに関連する記述がある。併せて参照されたい。

和暦	西暦	月日	事項〔出典〕
推古天皇 3	595	－・－	この年、心蓮（心連）、宝満山に塔曾寺（塔尾寺）を建立するという〔聖護院文書〕〔高千穂文書〕。
天智天皇 3	664	－・－	この年、天智天皇、都府楼を建てる時、竈門山が鬼門に当たるため、勅して山上に神を祭るという〔竈門山宝満宮伝記上〕〔筑前国統風土記附録巻10〕他。
天武天皇 3	674	2.10	玉依姫、竈門山で修行する心蓮の前に示現する。天武天皇、勅して社殿を建て宝満宮と号し、鎮護国家の御願所となすという〔竈門山宝満宮伝記上〕他。
天武御宇	672 ～686	－・－	この頃、法相宗の僧心蓮、宝満山に宝仲寺を建立する。のち、繁栄して有智山・南谷・北谷の3所の僧舎は370坊あるという〔筑前国統風土記巻7〕。
天武天皇13	684	6.10	心蓮寂し、仏頂山東尾寺に葬られるという〔竈門山宝満宮縁起〕他。
文武御宇	697 ～707	－・－	この頃、役小角、宝満山に登り、七の石室において修法する。これ以来修験者絶えず〔竈門山宝満山伝記上〕〔筑前国統風土記巻7〕他。
大宝 1	701	－・－	この年、役小角、再来して宝満山と孔大山の間に、三部集合の霊場28か所を開くという〔鎮西竈門山入峰伝記〕。
神亀 1	724	－・－	この年、竈門宮の上宮・下宮、同十所王子・香椎社等が草創されるという〔竈門山宝満大菩薩記〕。
天平勝宝 7	755	－・－	この年、「竈門明神は我姨」等という八幡神の託宣があるという〔八幡宇佐宮御託宣集巻2〕。
延暦22	803	⑩.23	最澄、遣唐使に随行して竈門山寺に到り、ここで渡海の無事を祈って薬師仏4軀を造る〔扶桑略記抄2〕〔金玉〕〔水鏡〕〔叡山大師伝〕〔拾遺往生伝上3〕。
延暦22	803	－・－	この年、空海、竈門山に登り祈雨するという〔竈門山宝満宮伝記上〕〔筑前国統風土記巻7〕他。
承和 7	840	4.21	竈門神、従五位上を授けられる〔続日本後紀巻9〕。
承和 9	842	7. 3	朝廷、筑前国宗像神・竈門神・肥後国健甞竜神等諸社に使を遣わす。祟りのため奉幣する〔続日本後紀巻12〕
承和14	847	11.28	入唐僧円仁、この日から12月3日まで大山寺において竈門神等の神々や松浦少弐の霊のために金剛般若経5千巻の転読を行う〔入唐求法巡礼行記巻4〕。
嘉承 3	850	10. 7	竈門神、正五位上を授けられる〔日本文徳天皇実録巻2〕。
仁寿 2	852	4. 7	円珍、博太（多）浜において、竈門神社のため法華経・仁王経・大毘盧遮那真言・金剛頂真言の転読を行う〔園城寺文書〕。
貞観 1	859	1.27	竈門神、従四位下を授けられる〔日本三代実録巻2〕。
元慶 3	879	6. 8	竈門神、従四位上を授けられる〔日本三代実録巻36〕。
寛平 8	896	9. 4	竈門神、正四位上を授けられる〔日本紀略前20〕。
延喜21	921	6.21	観世音寺西大門において大分宮に祀られていた八幡神の託宣があり、竈門宮は我が伯母であると述べたという〔宮崎宮縁起〕〔伊呂波字類抄巻1〕〔八幡愚童訓下〕他。
延長 5	927	12.26	延喜式なる。巻3名神祭および巻9・10神名帳の中で竈門神社は名神大社に列せられる〔延喜式〕。
承平 3	933	－・－	この年、沙弥証覚、最澄の遺記に基づいて竈門山に宝塔を造立する〔石清水文書〕。

応和年間	961 ～964	－.－	この頃、浄蔵、竈門山に登り役行者の御影を開くという。のち、浄戒、ここに留まり衆徒を立て、これより、法相の立儀は次第に欠け、役行者の伝法が繁昌する。また、竈門山衆頭一条家を座主とし、浄戒を座主の始めとするという〔竈門山宝満宮縁起〕。
貞元永延年間	976 ～989	－.－	この頃、『古今和歌六帖』成る。中に「山 世の中を嘆きにくゆる竈門山晴れぬ思ひをなにしそめけん」の歌を記す〔古今和歌六帖〕。
天元 2	979	2.14	朝廷、大宰府に符を下して、宗像宮大宮司に宗形氏能を補任する。中に住吉社・香椎・筑紫・竈門・宮崎が大宮司をもって貫主とする記述がある〔類聚符宣抄卷1〕。
永観 1	983	－.－	これより先、『順集』成る。源順、藤原有忠の双六番の歌に詠み継いだとして、「誰により嘆くとか見る竈門山えもととりあへず愁ふ心を」の歌を詠む〔順集〕。
永祚 2	990	6.－	これより先、清原元輔、竈門山の麓に宿泊した際、道づらにある木の古い書き付けの上の句「春はもえ秋はこがるる竈門山」に下の句「霞も霧も煙とぞ見る」をつける〔拾遺集〕。
長徳 1	995	－.－	これより先、源重之、「竈門山 春はもえ秋はこがるる竈門山霞も霧も煙とや立つ」の歌を詠む〔重之集〕。
長保 1	999	－.－	この年、竈門宮ならびに四王寺五壇法道場、近江国役として修復され、託宣により有智山三十講以下大小仏神事等勤行されるという〔竈門山宝満大菩薩記〕。
長保 5	1003	－.－	これより先、曾根好忠、「中の冬、十一月中 竈門山雪はひまなく降りしけど火の気を近みたまらざりけり」の歌を詠む〔好忠集〕。
長保 5	1003	－.－	この年、延殷、寂照とともに入宋しようとするも、朝廷その傳器を惜しみ延殷を拘留する。のち、大山寺に上り、東寺景雲阿闍梨より皇慶とともに両部大法を受ける〔明匠略伝〕。
寛弘 1	1004	12.28	藤原高遠、大宰大式に任ずる。高遠、「筑紫に下るとてよめる長歌」を詠み、中に「竈門山」を詠み込む〔大式高遠集〕。
長元 8	1035	6.25	赤染衛門、大斎院選子の葬送の夜、筑紫に下った知人に「もえはつる煙を知らで竈門山よその空なる雲を見るらん」の歌をおくる〔赤染衛門集〕。
長久 3	1042	－.－	これより先、源经信母、竈門山に住む僧に「思ひきや竈門の山に祈りしてよその煙となさん物とは」の歌をおくる〔经信母集〕。
永承 5	1050	9.－	この月、源資通、大宰大式に任ずる。実源律師、資通とともに下向して筑紫にある時、大山寺別当元慶が大山寺歌合において郭公の歌を詠むのを見る〔袋草紙上〕〔後拾遺集〕。
永承 5	1050	9.－	この月、源資通、大宰大式に任ずる。この頃、内山の住僧持経者正範、40余年法華を暗誦して往生を遂げる〔拾遺往生伝巻下6〕。
天喜 2	1054	3.－	この月、藤原経衡、筑前守に任ずる。この頃、経衡、竈門明神に馬・鏡等を奉納し、「あめふれといのるしるしのミえたらはミつかゝみともおもふへきかな」の歌を詠む〔経衡集〕〔統詞花集〕〔新続古今集〕〔竈門神社所蔵水鏡笠蓋天板裏銘〕。
天喜 2	1054	12. 2	高階成章、大宰大式に任ずる。その妻大式三位、「筑紫にて、早蕨という題を」として、「竈門山降り積む雪もむら消えて今早蕨も萌えやしぬらん」の歌を詠む〔大式三位集〕。
天喜 3	1055	－.－	この頃、『堤中納言物語』成る。中に「竈門山と日の御崎との絶え間」と記す〔堤中納言物語〕。
天喜 5	1057	10.－	この月、内山の別処山桃にある禅僧、多年法華を暗誦して往生を遂げる〔拾遺往生伝巻下7〕。
康平 4	1061	－.－	これより先、相模、「竈門山[]かしまとすればもゆるも苦し心づくしに」の歌を詠む〔相模集〕。
康平 5	1062	11. 9	宇佐使橘為仲、進発する。宇佐宮奉幣の帰途、安楽寺に参詣し、竈門山の煙を見て「まだしらぬ人のみるべきしるしにやかまどの山に煙立つらむ」の歌を詠む〔為仲集〕。
延久 4	1072	－.－	この年、成尋阿闍梨、筑紫より入宋する。その母、筑紫に竈門山という所があることを聞いて、「思ひやる心を知らば竈門山はるけき道も照りぞわたらん」「ひとりのみ思ひ焦がるる我が恋は心づくしの竈門山かな」の歌を詠む〔成尋阿闍梨母集〕。
承暦 1	1077	10.27	これより先、安楽寺別当基円、同寺に一切経蔵を建立す。この日、一切経供養を行う。額は大山寺別当琳美の筆と記す〔天満宮安楽寺草創日記〕。
承暦 4	1080	6. 7	大山寺別当院範、鎮西より上洛する〔水左記〕。

永保 3	1083	3. -	これより先、石清水権別当頼清、大山寺別当に補任される。この月、大山寺前別当院範、重病となり鎮西より上洛の途中没する〔宮寺縁事抄〕。
応徳 2	1085	5. 9	竈門嶽宝満宮大菩薩は九州鎮守の霊社、一府尊崇の名神との下知状が下されるという〔竈門山宝満宮縁起〕他。
応徳 2	1085	9. 5	陰陽寮、竈門社の遷宮日時を勘申する〔石清水文書〕。
応徳 2	1085	-.-	これより先、橘為仲、下野君が詠む「いかでか積もる火焚屋の雪」の下句に「今朝見れば竈門の山もかくやあらむ」の上句を付ける〔為仲集〕。
応徳年間	1084 ～1087	-.-	この頃、内山寺僧安尊、宮崎に移居ののち、没する〔本朝高僧伝巻70〕〔後拾遺往生伝上〕。
承德 1	1097	3.24	大江匡房、大宰権帥に任ずる。匡房、「霞 昨日まで煙りて見えし竈門山今朝は霞や立ち渡るらん」「暁の山の雪、筑紫にて 竈門山まだ夜をこめて降り積もる峰の白雪明けてこそ見め」の歌を詠み、「政長朝臣、八条長歌尋ねて書くべき冬の夜長の長歌、筑紫にて」と題する長歌に「かまどの山」を詠み込む〔江帥集〕。
承德 2	1098	-.-	この年、比叡山の碩学東塔喜見坊阿闍梨、大江匡房とともに下向し、有智山に住む法相僧と議論して敗れる〔聖光上人伝〕。
康和 2	1100	-.-	これより後、『筑前州大宰府安楽寺菅丞相祠堂記』成る。中に「竈山東に聳え、天判山西に嚮ふ」と記す〔筑前州大宰府安楽寺菅丞相祠堂記〕。
康和 4	1102	-.-	この頃、大山寺、大宰府宇佐町のことにつき宇佐宮を訴える。朝廷、大宰府解を受け大山寺の訴えを退ける〔八幡宇佐宮御神領大鏡〕。
康和 3 ～康和 6	1101 ～1104	-.-	この頃、性空の弟子高明、大山寺に住し、博多橋を作り、六角堂を建立し、清水寺において法華經を書写してこれを埋め、往生を遂げる〔続本朝往生伝巻23〕。
長治 1	1104	8.-	これより先、天台座主慶朝、院宣により石清水八幡宮別当光清を天台の末寺大山寺別当に補任する。この月、叡山大衆、慶朝を比叡山より追放する〔中右記〕。
長治 1	1104	10.19	これより先、悪僧法薬禪師、比叡山を支配し、自ら大山寺別当となる。この日、法薬禪師の従類ら、叡山大衆の使と号し、大山寺に下向し濫行する〔卅五文集〕〔中右記〕。
長治 1	1104	12. 8	大山寺別当光清、叡山大衆使の悪僧及びこれに同意する張本大山寺僧信嚴・同寺上座宗胤について、奏状を呈し訴える。のち、朝廷、宣旨を下し、検非違使に悪僧の身を召し進めるよう命じる〔卅五文集〕〔中右記〕。
長治 2	1105	1.-	この月、検非違使庁、大山寺別当光清の奏状を請けて出された宣旨を遵行して、大宰府に移を送り悪僧追捕を求める〔卅五文集〕。のち、大宰権帥藤原季仲、宣旨に従い兵士をともない悪僧を追捕しようとして互いに合戦する際、流矢が竈門宮の神輿に命中する〔中右記〕〔頼資卿記〕〔平戸記〕〔愚管抄巻2〕〔石清水文書〕。
長治 2	1105	3. 3	竈門山上宮焼亡する〔卜部兼文勘文〕〔続左丞抄巻1〕〔中右記〕。
長治 2	1105	5. 4	陣定。大宰府言上する竈門宮濫行のことを議す〔中右記〕。
長治 2	1105	6. 2	陣定。竈門宮神人殺害のことにつき、会赦すべきかどうかを議す〔中右記〕〔殿暦〕〔百練抄巻5〕。
長治 2	1105	10.25	陣定。大宰権帥藤原季仲・石清水八幡宮別当光清のことにつき、勅定を仰ぐことを定める。ついで28日、朝廷へ叡山大衆の訴えにより、宣旨を下して、大宰権帥藤原季仲の職を停任する〔中右記〕〔平戸記〕。
長治 2	1105	10.30	叡山大衆、祇園社神輿を奉じて陽明門に到り、前大宰権帥藤原季仲が竈門宮神輿を射たこと等につき、流罪を要求して強訴する〔中右記〕〔殿暦〕〔頼資卿記〕〔天台座主記巻2〕〔愚管抄巻2〕。
長治 2	1105	11. 1	石清水八幡宮別当光清、現職を解任される。ついで3日、同宮神人の訴えにより、本職に還補される〔平戸記〕〔中右記〕〔殿暦〕〔百練抄巻2〕〔愚管抄巻2〕。
長治 2	1105	12. 2	陣定。前大宰権帥藤原季仲のこと等につき議す〔中右記〕〔殿略〕〔愚管抄〕。
長治 2	1105	12.28	陣定。前大宰権帥藤原季仲の罪名を「謀大逆」と決定する。ついで29日、季仲を周防に配流し、従類6人を遠流に処す〔中右記〕〔殿暦〕〔公卿補任〕〔百練抄巻5〕。

嘉承 1	1106	2.17	陣定。前大宰権帥藤原季仲の配所を常陸国に改め、その子刑部少輔懷季・少納言実明を解官し、僧頼嚴・快誉・勢源らの徒罪を配流に改め、大山寺権別当覚清・中原則近らの申詞につき問注することを定める〔中右記〕〔殿曆〕〔公卿補任〕〔百練抄卷5〕。
嘉承 1	1106	11. 3	竈門神、正一位を授けられる〔中右記〕〔百練抄卷5〕。
天永 1	1110	4. -	この月、観世音寺所司大衆ら、安楽寺・有智山の例により、毎年百箇日法華六十卷談義の勤修を始めることを寺家政所に請う。ついで、別当暹宴、外題してこれを許可する〔東京大学所蔵観世音寺文書〕。
天永 1	1110	8. -	この月、観世音寺談義縁起成る。中に東洛本寺本山および西府有智山・安楽寺においても法華談義が勤修されていることを記す〔東京大学所蔵観世音寺文書〕。
天永 1	1110	9. 5	観世音寺、有智山・安楽寺の例により、毎年百箇日法華六十卷談義を勤修することを、大宰府に請う。ついで、大宰少式惟宗成季、外題してこれを許可する〔東京大学所蔵観世音寺文書〕。
天永 1	1110	9. -	この月、大宰府、牒して観世音寺の毎年百箇日法華六十卷談義の勤修を許可する。中に有智山・安楽寺の例をもって観世音寺所司大衆らがこれを請うたことを記す〔東京大学所蔵観世音寺文書〕。
天永 1	1110	12. 8	僧観尊、筑紫野市大字原字山崎出土の銅製経筒を埋納する〔同銘〕。
天永 2	1111	10. 2	観世音寺三綱ら、肥前国中津庄を本の如く寺領とする国判を請う。中に大山寺と観世音寺との間に相論があることを記す〔東京大学所蔵観世音寺文書〕。
天永 2	1111	10. 6	これより先、大宰府、竈神の怪異のことを言上する。この日、神祇官・陰陽寮等、軒廊御卜を行いこれを占う〔中右記〕。
天永 2	1111	- . -	この年、鳥羽天皇の宣旨に宝満大菩薩は「八幡大菩薩の伯母、本朝鎮守の大明神」とあるという〔竈門山宝満大菩薩記〕。
天永 3	1112	4.12	陰陽寮、竈門上宮遷宮の日時を勘申する〔石清水文書〕。
永久 4	1116	5.11	筑前博多津唐房大山船襲三郎船頭房、有智山明光房本『両卷疏知礼記』（『観音玄義疏記』）を書写する〔西教寺蔵両卷疏知礼記上奥書〕〔要法寺蔵観音玄義疏記奥書〕。
大治 5	1130	12.26	これより先、大宰府、竈門宮遷宮日時のこと、同宮および観世音寺講堂の怪異のこと等を言上する。ついで28日、竈門宮遷宮日時を定める〔長秋記〕。
天承 1	1131	9.25	観世音寺三綱ら、筑前国把岐郷住人隆実法師が把岐庄田地を左衛門督藤原実行家領と称して作田坪坪に立札をし、押し刈ろうとすることを本寺東大寺に訴える。中に前々別当八幡法印頼清の時、大山寺・観世音寺の寺領庄園への検注のことを記す〔内閣文庫蔵観世音寺古文書〕。
保延 6	1140	⑤. 5	大山寺・香椎社・筥崎宮の僧徒・神人ら、大宰府以下屋舎数十家を焼く〔百練抄卷6〕。
久安 2	1146	- . -	この年、天変甚だ多く、竈門山において転経修法が営まれ、宸筆の経巻が進められるという〔竈門山宝満山宮伝記上〕他。
久安 2	1146	- . -	この年、近衛天皇の宣旨に、宝満大菩薩は「九州擁護の鎮守、一府帰依の尊神」とあるという〔竈門山宝満大菩薩記〕。
鎌倉初期	9999	- . -	この頃までに、称名寺蔵『竈門山宝満大菩薩記』成る。文中に久安2（1146）年の年号あり〔竈門山宝満大菩薩記〕。
久寿 2	1155	3. 9	これより先、青蓮院法眼真誉、御笠郡小野の里（北谷の古名）に庵を結び住む。この日、庵の板に歌を書き付け、また某日、山の奥にある木を削って歌を書き付け、自身は姿を消す〔撰集抄卷2〕。
久寿 2	1155	4.26	藤原頼長、竈門宮焼亡の文書を内覧する〔台記〕。
平治 1	1159	8. 2	陣定。竈門宮焼亡のこと等を議す〔百練抄卷7〕。
永暦 1	1160	9.27	日吉社司・延暦寺所司、3、40人ばかり群れ立ち、内山のことについて菅原貞衡を訴える〔山槐記〕。ついで10月12日、延暦寺大衆、日吉神輿を奉じて入洛し、竈門宮・大山・安楽寺の焼亡、治部権少輔菅原貞衡合戦のことを訴える〔百練抄卷7〕。
応保 2	1162	5.15	大隅国台明寺住僧ら、大宰府に解を提出する。中に「京都には本寺叡岳、鎮西には本山内山」と記す〔台明寺文書〕。

仁安 3	1168	2. 8	榮西、入宋のため博多唐房に達す。ついで安楽寺天神・竈門法(宝)満・筥崎・香椎・住吉に参詣し、渡海の無事を祈る〔榮西入唐縁起〕。
嘉応 1	1169	―.―	これより先、後白河法皇撰『梁塵秘抄口伝集』成る。『梁塵秘抄』巻2に「筑紫の靈験所は、大山四王寺清水寺、武蔵清瀧、豊前国の企救の御堂な、竈門の本山彦の山」と記す〔梁塵秘抄巻2〕。
安元 1	1175	10.―	この月、榮西、『改偏教主決』を著す。序文の原山の説明に「前に臨むは竈門山補陀落の額」と記す〔改偏教主決〕。
文治 1	1185	5.10	比叡山執当澄雲、源範頼に大山寺が滅ばされたことを訴える〔吉記〕。
文治 4	1188	1.―	この月、竈門宮大山寺、曾波留を政所職に補すという。文書全面に「竈門宮印」17顆を捺す〔梅津文書〕。
建久 6	1195	9. 6	これより先、天台末寺大山寺の庄民、狼藉を行う〔玉葉〕。
建仁 1	1201	11.―	この月、筑後国高良宮上下宮并小社等造営所課庄々田数注文成る。中に「大山寺190町」と記す〔田中穰氏旧蔵文書〕。
建保 6	1218	8.―	この月、延暦寺末寺大山寺所司、同寺神人の通事船頭張光安が石清水八幡宮領筥崎宮留守寺主行遍らにより殺害されたことを比叡山に登り訴える。ついで9月21日、比叡山大衆ら、日吉・北野・祇園の神輿を奉じて強訴する〔華頂要略巻122〕〔仁和寺日次記〕〔吾妻鏡〕〔延暦寺護国縁起〕。
承久 2	1220	10.―	これより先、大山寺別当代官成慶ら、比叡山の威光を背景に、国牧士武重が大山寺神人近延に放言をした過料と称して、壱岐島志原郷・石田郷の能米490石を押領する〔民経記紙背文書〕。
天福 1	1233	―.―	この年、有智山僧義学、博多円覚寺に滞在する円爾に危害を加えようとする。宋商謝国明、円爾を庇う〔東福開山聖一国師年譜〕。
仁治 2	1241	8.22	鎌倉幕府、肥前国大河次郎行元代子息新太郎行元と伊福三郎道行代大山寺五郎俊行との大河・伊福両村における相論につき裁許する。中に「大山寺別所」と記す〔大川文書〕。
寛元 1	1243	―.―	この年、有智山寺の衆徒、博多承天寺の破却を要求するも、勅により、承天寺および大宰府崇福寺は官寺となる。中に「宰府有智山寺はすなわち関西の講肆」と記す〔東福開山聖一国師年譜〕〔元亨釈書巻7〕。
建長 1	1249	9.12	これより先、肥後国甲佐佐領北小河ならびに砥用・小北両郷地頭代官、大山寺留守ならびに神人らの狼藉を訴える。この日、法橋覺縁、これを佐治左衛門尉にとりつぐ〔阿蘇文書〕。
建長 1	1249	12.―	この月、『現存和歌六帖』成る。蓮信法師、「緋桜 散るたびに燃え焦がれても惜しききは竈門山なる緋桜の花」の歌を詠む〔現存和歌六帖〕。
正元 1	1259	7.22	筑前雷山院主職注進状成る。中に有智山忍辱房禅恵・同山禅林房俊盛・同安光房永増・観音房丸が見える〔大悲王院文書〕。
文永 2	1265	―.―	この年、宝満山の行者9人に先達の職位を許し、修験道の軌則を定めると伝える〔彦山修験最秘印信口決集上〕。
文永 3	1266	―.―	この年、某、大隅国正八幡宮神宝物調進について書を送る。中に宇佐・竈門・安楽寺の例について記す〔八幡宮関係文書巻29〕。
文永 4	1267	―.―	この年、宰府守護所、筑前国早良郡榑禅定名内の田地についての佐伯太子とその叔父平等房実円の相論につき太子勝訴とする。中に「大山寺に属す」と記す〔熊野神社文書〕。
建治 2	1276	10.18	肥前国比丘尼如仏、大山寺灯油領同国山田東郷薦原里三十一坪内2段を藤五郎大夫兼氏に譲る〔高城寺文書〕。
弘安 4	1281	―.―	この年、蒙古軍再び来襲する。竈門山が博多の海上に映るのを、蒙古軍、海底に奇岩があると見なし、恐れて近付かず。竈門神の加護という〔筑前国統風土記拾遺巻15〕。
弘安 8	1285	7.22	大山寺雑掌舜慶、肥前国竈門宮灯油領北御門内田地5段につき、請文を進める〔高城寺文書〕。
永仁 1	1293	12.―	この月、東大寺寺務条々成る。中に宇佐宮年分度僧と内山僧とが、観世音寺戒壇入口において、殺害以下の狼藉に及ぶことについて記す〔東大寺寺務条々〕〔古文書集〕。
正安 2	1300	7.16	筑前国御家人中村弥二郎、有智山と原山との闘争により、安楽寺に宿直を命じられる〔広瀬氏所蔵中村文書〕。

延慶 1 ～文保 2	1308 ～1318	－・－	この頃、『八幡愚童訓』成る。中に「着き給ふ御妹の二人、一人は宝満大菩薩と顕れ、一人は河上大明神と成り給ふ。」「竈門山の塵に交はる光をば入り江の潮に浮かべたり」と記す〔八幡愚童訓〕。
延慶 2	1309	9.20	大山寺権別当法眼某、同寺灯油領肥前国北御門内山田東郷薦原里十九坪内5段について、宮内左衛門尉の相伝知行を安堵する〔高城寺文書〕。
正和 3 ～文保 3	1314 ～1319	3.－	この頃、『別紙追加曲』成る。中に「瞻える煙のかまど山も、尚此砌に遠からず」と記す〔別紙追加曲〕。
文保 2	1318	2.10	肥前国河上宮免田坪々領主交名注文案成る。中に大山寺領が見える〔河上神社文書〕。
文保 2	1318	9.－	この月、宝満山1号磨崖梵字仏が造られる。中に「法眼幸栄十六度」と記す〔同銘〕。
元応 1	1319	7.14	宝満山2号磨崖梵字仏が造られる〔同銘〕。
元亨 3	1323	7.－	この月、宝満山3号磨崖梵字仏が造られる〔同銘〕。
正中 1	1324	8.－	この月、東大寺衆徒等、申状を提出し、末寺観世音寺の仏神事につき、原山及び有智山の僧に勤めさせることについて、論旨を鎌倉幕府に出すことを請う〔東大寺文書〕。
正中 2	1325	7.15	筑前国糟屋郡佐谷賢聖寺板碑が造立される。中に「天台別院有智山末寺於左谷山賢聖院所令結願也」と記す〔賢聖寺板碑銘〕。
正中 2	1325	－・－	この年、有智山寺において、法華經一万部が転読され、その功を記した碑文に「天台別院有智山寺」と記す〔筑前国続風土記拾遺巻15〕〔竈門山宝満宮伝記上〕。
嘉暦 2	1327	9.20	鎮西探題北条英時、肥前国河上宮雑掌の訴えについて、大山寺執行の召文違背の咎により、同社領河原村内下河原畠地神用物を弁進することを命じる〔河上神社文書〕。
元弘 3 正慶 2	1333	②.17	平戸峰源藤五、一昨年より大山寺寺務となる律僧覚応を伴って上京する〔博多日記〕。
元弘 3 正慶 2	1333	4. 4	これより先、肥後菊池入道の甥左衛門三郎（童名菊一）、有智山で稚児をする〔博多日記〕。
建武 3 延元 1	1336	2.29	少式貞経、菊池武敏らのため大宰府に攻められ、「内山ト云山寺要害」に引き籠って最後の合戦をし、自殺する〔梅松論〕〔広瀬氏所蔵中村文書〕〔太平記巻16〕。
建武 4 延元 2	1337	8.10	宝満山4号磨崖梵字仏が造られる。中に「大宰府馬場宝満講衆等十□」「勧進阿闍梨顕威」と記す〔同銘〕。
建武 5 延元 3	1338	⑦.11	少式頼尚、草野次郎に、筑前国一貴山寺政所朗融の訴える有智山按察律師代琳智の狼藉を停止させ、子細を注進させる〔修学院文書〕。
康永 3 興国 5	1344	2.22	柚須原観音堂の聖観音坐像が造られる〔同像後補光背裏銘〕。
観応 2 貞和 7 正平 6	1351	10.20	宗経茂、中村氏に対し、有智山明意房を故殿の御時のように扶持するよう命じる〔馬廻御判物帳〕。
観応 2 貞和 7 正平 6	1351	－・－	この年、南誼、法華一部開結二經・一字一石三拝の石碑を建てるという〔竈門山旧記〕。
文和 3 正平 9	1354	6.－	この月、座主増成河上社神役対捍免田畠等注文成る。中に「一所、下河原畠地 太山寺執行」と記す〔河上宮古文書写〕。
応安永和 年間	1368 ～1379	－・－	この頃、細川経氏、「山霞 春を経てにぎはふ民の竈門山霞むや絶えぬ煙なるらむ」の歌を詠む〔経氏集〕。
南北朝～ 室町初期	9999	－・－	この頃、『神明鏡』成る。中に「沙竭羅龍王の女は烟山に御す。今の宝満大菩薩是なり。」と記す〔神明鏡上〕。
応永20	1413	－・－	この頃、如心中恕の詩偈集『碧雲稿』成る。中に「望竈門山」と題する詩を記す〔碧雲稿〕。

文安 2	1445	3. 5	普門庵妙珍、宝満宮領馬場屋敷3か所下地職を、崇福寺永源庵に寄進する〔崇福寺文書〕。
寛正 5	1464	5.20	この頃、連歌師正広、宝満宮法楽二十首において「霞満山 難波津のむかしもかくや竈戸山 煙をふかく立霞哉」の歌を詠む。また別の日、竈門山に登り、社頭の柱に「こゝも又煙を空に竈戸山麓の里も民そにきはふ」の歌を書き付ける〔松下集〕。
寛正 5	1464	9.27	連歌師正広、山口の草庵に移り藤原忠誠を呼び30首歌を詠む。中に「山家煙 昔より煙賑はふ竈門山皆新しき友に会ひつつ」の歌あり〔松下集〕。
文正 1	1466	12.－	この月、天下地震により、一国一所ずつ祈祷を行う。筑前国は竈門山において祈祷を行う〔筑前国統風土記巻7〕。
文明 3	1471	6. 7	江州永禪、少貳政資の関わりのもと、宝満下宮のために竈門神社所蔵獅子頭を作る〔竈門神社所蔵獅子頭眉銘〕。この頃、同じく永禪、竈門神社所蔵獅子・狛犬も作るか〔竈門神社所蔵木造狛犬吽形像体内銘〕。
文明 5	1473	7.－	この月、『草根集』成る。正徹、「羈旅 朝行くも苦しき民の竈門山煙立ててぞ哀れをも見る」の歌を詠む〔草根集〕。
文明10	1478	10. 5	観世音寺留寺房頭、博多にいる大内政弘に、抹茶有智山・梨等を進上する〔正任記〕。
文明12	1480	9.－	この月、連歌師宗祇、太宰府天満宮を参詣する。「かまと山は跡遠くなりき」と記す〔筑紫道記〕。
文明12	1480	12.29	高野山金剛三昧院領筑前国粥田庄納所等連署算用状成る。中に「宝満宮勸進聖」と記す〔金剛三昧院文書〕。
文明17	1485	3. 3	観世音寺留守房頭、二位坊膳頭に筑前国船越庄本家正税を安堵する。付属の田畠注文に、「有智山満願寺」と記す〔松平頼寿氏所蔵文書〕。
永正15	1518	－.－	この年、宝満上宮炎上するという〔北肥戦誌巻8〕。
大永 1	1521	－.－	この年、筑紫満門、宝満上宮を建立するという〔北肥戦誌巻8〕。
大永 5	1525	－.－	この年、阿吸房即伝、『三峰相承法則密記』を著す。中に「北方竈門山金剛界従果向因、(中略)南方彦山胎蔵界従因至果」と記す〔三峰相承法則密記〕。
大永 6	1526	10. 3	博多仏師与三左衛門・同子藤次郎、柚須原の薬師仏を建立する〔筑前国統風土記拾遺巻18〕。
天文 1	1532	8.－	この頃、伊勢神宮御師橋村氏、大宰府周辺で祈祷札を配る。中に「ほうまんのたけおさきの坊」と記す〔享禄五年中国九州御祓賦帳〕。
弘治 2	1556	－.－	この年、竈門山において秋峰修行が行われる。その後、38年間中断するという〔鎮西竈門山入峰伝記〕。
弘治 3	1557	－.－	この年、大友宗麟、竈門神社社領80町を検断しようとする。別当浄戒、これを愁訴するも、宗麟、許さず。有智山・北谷・原3か庄をことごとく検地するという〔竈門山宝満宮伝記下〕〔筑前国統風土記巻7〕他。
永禄 1	1558	6. 7	定珍、三峰相配の事を定める。中に「東方彦本山順峰春峰胎蔵界従因至果上求菩提(中略)西方竈門山逆峰秋峰金剛界従果向因下化衆生」と記す〔彦山修験秘訣印信口決集〕。
永禄 1	1558	－.－	この年、寺僧二十五坊、一味同心して浄戒座主に愁訴し、山上に移り坊宅を構えることを許されるという〔竈門山宝満宮縁起〕〔筑前国統風土記巻7〕他。
永禄 7	1564	10.－	この頃、伊勢神宮御師橋村氏、大宰府周辺で祈祷札を配る。中に「うちやまの助左衛門尉殿」と記す〔永禄七年中国九州御祓賦帳〕。
永禄年間	1558 ～1570	2. 8	小早川隆景、小鳥居信元に太宰府天満宮御供廻廊・宝満宮修理のことを報ず〔大宰府満盛院古証文写下〕。
元亀 1	1570	9.－	この頃、伊勢神宮御師橋村氏、大宰府周辺で祈祷札を配る。中に「うちやまの助左衛門殿」と記す〔元亀元年中国九州御祓賦帳〕。
天正14	1586	7.10	岩屋城督高橋紹運、宝満下宮に願文を納めるという〔竈門山宝満宮伝記下〕〔陰徳太平記巻71〕〔筑前国統風土記拾遺巻15〕。

天正14	1586	7.27	岩屋城督高橋紹運、島津氏に敗れ、岩屋城落城する。のち、宝満城を守る紹運子統増、下城する〔上井覚兼日記〕。この時、宝満宮の仏堂・坊舎が焼失したという〔筑前国統風土記巻24〕〔岩屋軍記〕。
天正14	1586	7.27	これより後、秋月種実、宝満城を居城とし、山上の僧坊を東山下に移し、社地および内山・北谷を開墾して田圃とするという〔竈門山宝満宮伝記下〕〔筑前国統風土記拾遺巻15〕他。
天正15	1587	4.21	細川幽斎、豊臣秀吉の九州陣を見舞うため西下し、ついで5月26日、太宰府天満宮に参詣する。この中に竈門山に山伏の住む宝重寺という寺があることを記す〔九州道の記〕。
天正15	1587	6.-	この月、豊臣秀吉、薩摩より帰る途次大宰府に留まり、竈門山に登り、命じて3層の高槽2か所を建てるといふ〔竈門山宝満宮伝記下〕〔筑前国統風土記巻7〕。
天正15	1587	6.28	太宰府天満宮、同宮領坪付を指し出す。中に文人伊勢大監知行分として「同（三笠）郡内有智山」、文人加賀野三郎知行分として「筑前国三笠郡内有知山原村」と記す〔太宰府天満宮文書〕。
天正15	1587	-.-	この年、豊臣秀吉、石田三成に命じて、竈門神社に米100俵を寄進する〔筑前国統風土記拾遺巻15〕。
天正15	1587	-.-	この年、小早川隆景、竈門神社に米100石を寄進する〔竈門山宝満宮縁起〕〔筑前国統風土記拾遺巻15〕他。
天正15	1587	-.-	この年、浄戒座主没落するという〔竈門山宝満宮縁起〕〔竈門山旧記〕。
文禄 2	1593	7.-	この月、小早川隆景、竈門山坊中に祈祷料として毎年米100石を寄進するという〔竈門山宝満宮伝記下〕〔筑前国統風土記巻7〕。
文禄 2	1593	-.-	この年、小早川隆景、宝満の社造営のため近郷の良材を集め、多くの工匠を集えて造営させるという〔筑前国統風土記巻7〕。
文禄 2	1593	-.-	この年、小早川隆景、重円法印を座主とする〔竈門山宝満宮縁起〕。
文禄 3	1594	-.-	この年、竈門山において38年断絶していた峰入行が復興される〔鎮西竈門山入峰伝記〕。
文禄 4	1595	9. 4	山口宗永、竈門山惣中に祈祷料として毎年10石を奉納するという〔竈門山宝満宮御伝記〕〔竈門山宝満宮縁起〕。
慶長 2	1597	-.-	この年、宝満社の神殿・拝殿・講堂他、古法の通り造営が成就するという〔竈門山宝満宮縁起〕〔筑前国統風土記巻7〕他。

（かわぞえ・しょうじ 太宰府市公文書館委員会顧問／九州大学名誉教授、
すじゃく・しんじょう 太宰府市公文書館嘱託）